



山形県立新庄病院 感染制御チーム（ICT）設置要綱

（目的）

第1条 感染対策について十分な経験を持つ医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師により構成され、機動力を発揮して未然に院内感染を防ぐことを目的とする。

（配置）

第2条 山形県立新庄病院感染制御チーム（以下「ICT」という）は医療安全部に所属し、院内感染予防対策委員会（以下「委員会」という）の承認を得て発足する。

（構成）

第3条 ICTの構成員は、(1)～(4)の要件を満たす医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成する。

- (1) 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の医師
- (2) 5年以上感染管理に従事した経験を有し感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師
- (3) 3年以上の病院勤務経験を有し、感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
- (4) 3年以上の病院勤務経験を有し、感染防止対策にかかわる専任の臨床検査技師

（所轄事項）

第4条 ICTの業務は、院内感染予防対策指針(以下「指針」という)に基づいて次の事項を実施する。

- (1) 1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。巡回、院内感染に関する情報は記録に残す。
- (2) 院内感染対策を目的とした職員の研修を年2回程度行う。
- (3) 院内感染に関するマニュアルを作成し職員がそのマニュアルを遵守していることを巡回時に確認する。
- (4) 耐性菌サーベイランス、医療器具関連感染・手術手技関連サーベイランスを実施する。そして、サーベイランスの情報を分析、評価し、効率的な感染対策を行う。
- (5) 院内感染の増加が確認されたアウトブレイクの場合には病棟ラウンドの所見およびサーベイランスデータ等を基に改善策を講じ、迅速に対応する。
- (6) 針刺し・切創、皮膚・粘膜汚染状況の把握と対策の検討を行う。
- (7) 感染対策向上加算2もしくは3、または外来感染対策向上加算を算定している医療機関と、合同の感染防止対策に関する取組みを話し合うカンファレンスを年4回以上開催し、このうち1回は新興感染症を想定した合同訓練を行う。
- (8) 感染対策向上加算2もしくは3、または外来感染対策向上加算を算定する医療機関から感染防止対策に関する相談を適宜受け付ける。
- (9) 年1回程度、感染対策向上加算1を算定している医療機関に赴き、別紙に準じた様式で感染対策に関する評価を行い、また、感染対策向上加算1を算定している医療機関からの評価を受けること。



-
- (10) 活動状況は、院内感染予防対策委員会に報告する。
 - (11) その他院内感染防止に関すること。

(事務局)

第5条 ICTの事務局は医療安全部に置く。

附則 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

令和4年11月14日一部改正（最終改正部分は下線で表示）